



ウォーター・スチュワードシップ国際規格

バージョン 2.0

2019年3月22日

AWS は全ての文書を常に最新バージョンに更新するよう努めているが、AWS のウェブサイト（a4ws.org）から PDF 形式でダウンロード可能な英語版「AWS Standard 2.0」および「Guidance」の原本が正式なバージョンであることに変わりはなく、認証にはこれらが使われるものとする。
Please note that while we attempt to keep all versions of AWS documentation up to date, the original AWS Standard 2.0 and Guidance, published in English and downloaded as a PDF via a4ws.org, remains the official version and the one used for certification purposes.

規定に関する声明

本文書は AWS 規格を掲載した、AWS 規格システムの中核となる文書である。AWS 規格は用語集、序論、5 段階のステップとそれらに関連する基準、指標で構成されている。序論、ステップ、基準、指標および用語集は実際の拘束力を持つ規定的な内容と考えられる。序論は推奨する情報の提供のみならず、規定的な要求事項を理解する上で重要である。

引用規格の一覧

下記に挙げる文献には、本文書の文章に引用され、本文書の一部を構成する条文が含まれている。本文書の文章では、下記に挙げる文献に記載された要求事項を追加、削除または変更することがある。引用規格の記載内容が本文書と異なる場合は、本文書に記載された要求事項が適用されるものとする。注：引用文献にその文書より後の改正ないし修正の日付またはバージョン番号が指定されている場合、その文書は規定的な要求事項として適用されない。日付やバージョン番号のない文献については、引用された文献の最新版が適用される。

(i) 引用規格はない

法的通知

本文書で言及する AWS ウォーター・スチュワードシップ国際規格の基準と指標の両方または一方の内容が該当する地域条例や国内法令と矛盾する場合は、国内法令が優先される。

準拠

ユーザーが本規格に準拠するためには、すべての基準と指標を順守しなければならない。

著作権表示

本文書のうち発行者の著作権の保護対象となる部分については、発行者による書面の許可がない限り、いかなる形式または手法（写真複写、録音、テープ録音/録画、情報検索システムを含む図形的、電子的/機械的な形式/手法）による複製やコピーも認められない。

AWS は、本文書の内容の一部またはすべてをいかなる形であれ変更することを禁じる。

本文書のコピーは無制限に印刷可能だが、その用途は引用文献に限るものとする。電子コピーを参照する場合は、AWS の国際ウェブサイト（www.a4ws.org）で最新版を確認された

解釈、紛争および訴訟の通知

AWS ウォーター・スチュワードシップ国際規格の解釈に関する質問は、認証スキームのオーナーである Alliance for Water Stewardship が考案した手続きに従って対処される。ステークホルダーの間で AWS 規格の順守または解釈をめぐる紛争および訴訟が発生した場合は、関連する AWS の紛争解決および解釈の手続きが適用される。

本バージョンに関する注記

Alliance for Water Stewardship は認証スキームのオーナーとして本文書に対する責任を負い、定期的にその内容の更新と改訂を行うものとする。次回の改訂は 2023 年に予定されている。また Alliance for Water Stewardship は、本文書に対する意見を常時受け付けている。問い合わせ先: info@a4ws.org. Alliance for Water Stewardship, 2 Quality Street, North Berwick, Scotland, EH39 4HW.

適用開始日: 2019 年 3 月 22 日

本バージョンの AWS 規格は 2019 年 3 月 22 日付で発効され、過去のすべてのバージョンに優先し、新規および変更された要求事項を記載するものである。2019 年 5 月 1 日以降に AWS 認証手続きを開始した組織には、本バージョンが適用される。2018 年 3 月 22 日以降に認証を受けた組織は、「AWS 規格 バージョン 2.0 への AWS 認証の移行について_2019 年 3 月(AWS Transition of certifications to AWS Standard v 2.0_March 2019)」という題名の AWS 文書に従って、サーベイランス審査および認証審査の該当するすべての要件に準拠する必要がある。

当初発行日: 2019 年 3 月 22 日

発行済バージョン		
バージョン番号:	日付:	改正内容
V1.0	2014 年 4 月 8 日	第 1 版承認日: 2014 年 4 月 8 日
V2.0	2019 年 3 月 22 日	第 2 版承認日: 2019 年 1 月 28 日

バージョン履歴

言語による違いについての通知

本規格および AWS システム内のその他の文書の翻訳は、外部に委託される場合がある。英語版とその他の言語版に相違点がある場合は、英語版を優先するものとする。

問い合わせ先

Alliance for Water Stewardship
International Secretariat
2 Quality Street
North Berwick, EH39 4HW
Scotland

www.a4ws.org
info@a4ws.org

Page 4	序論
Page 8	ステップ 1: 情報の収集と理解
Page 12	ステップ 2: コミットメントと計画策定
Page 14	ステップ 3: 実施
Page 18	ステップ 4: 評価
Page 20	ステップ 5: 対話と情報開示
Page 22	用語集

AWS 規格の序論

Alliance for Water Stewardship (AWS) は企業、NGO および公的機関で構成されたグローバル会員による共同体である。AWS 会員は水の持続可能な利用のための普遍的な枠組みであるウォーター・スチュワードシップ国際規格（または AWS 規格）の採用と推進を通じて、地域の水資源の持続可能性に貢献している。

AWS 規格の目的は水資源の責任ある管理と利用（ウォーター・スチュワードシップ）の促進にある。ウォーター・スチュワードシップとは、「ある事業体が、自身のサイトと流域を基点としてステークホルダーを巻き込んで行う活動の過程を通じて実現される、社会的、文化的に平等で、環境的に持続可能であり、経済的にもベネフィットのある水の利用」と定義される。

優れた水資源の責任ある管理者（ウォーター・スチュワード）は、自らの水利用や流域の状況、水資源のガバナンス、水収支、水質、水資源に関連する重要区域、そして安全な水と衛生設備ならびに衛生環境（WASH）の観点で共通の関心事を理解し、人間、経済、自然にベネフィットをもたらす意味のある組織内、外部との協同活動に取り組む者である。

水は地球上の生命にとって、自然環境や人間にとって、あらゆる面で欠くことのできない資源である

水は、良好で健全な経済を維持して発展させるため、また、人々の健康と幸福のために、欠くことのできないものである。しかし、自然環境に必要な状態を守り、必要不可欠な資源かつ人権でもある水の継続的な利用を確保するためには、責任ある持続可能な方法による水の利用が不可欠である。

すべての責任ある企業または組織は、自然環境や地域社会にいかなる悪影響も与えないようコミットし、正味のベネフィットをもたらすことを目指すべきである。その上で、ウォーター・スチュワードシップのための投資計画は、物理的なリスク、規制リスク、レピュテーションリスクに基づいて、策定される。一般に水のコストは低いいため、節水によって得られる経済的効果は小さいかもしれないが、リスクを認識して管理することで、水量、水質の問題によって生じる膨大で予測不能なコストから事業活動を守ることができる。水量、水質は事業成長および重要な社会的、経済的利益を制限しかねない問題でもある。優れたウォーター・スチュワードシップは物理的なリスクだけでなく、法令違反や否定的なレピュテーションの影響からも組織を守ると同時に、肯定的なレピュテーションをもたらす好ましい影響に寄与し、自然環境と社会に正味のベネフィットをもたらす可能性もある。課題とリスクを特定してそれに取り組むことは、また、優れたウォーター・スチュワードシップに繋がる事業機会を見通す力をもたらしてくれる。

原則として水は、責任ある持続可能な方法で管理すれば、無限に再生が可能な資源である。今日私たちが目にし、利用している水は、何百万年にわたって地球上で循環を繰り返してきたものである。しかし、水が汚染されたり、供給されるよりも急速に取水されることがあれば、水循環のシステムから淡水資源が失われかねない。水質と水量、双方へのインパクトに伴う淡水資源への負荷の高まりは、十分に実証されており、その原因には人口増加、経済発展、食料需要の増大、生活水準の向上、気候変動など幅広い要因が挙げられる。自然環境と脆弱な地域社会は既に大きな影響を受けている。人々の生活と経済発展に必要な水の利用によって、持続可能な水の循環が絶たれ、自然や生物多様性の破壊が続いている状況を終わらせるためには、優れたウォーター・スチュワードシップ原則の実施と確立に向けて大きく前進していく必要がある。

水は地域性の高い資源

水の問題とリスクは、気候、地形、地質、人口密度、工業・農業開発のレベル、水資源のガバナンスと規制の成熟度などの要因に依存して世界中で大きく状況が異なっている。

ある組織が取水して放流水や廃水を出す場所という点で、地域の水環境を構成する基本的な要素は河川流域または流域である。サイトに関連する流域としては、地表水のみ（例えば河川流域）、地下水のみ（例えば帯水層）、またはその両方のシステムの組み合わせと考えられる（「流域」の定義については用語集を参照）。

水の地域的な特性は、特に複数の水源から水を取水している利用者にとっては、流域間における相互のつながりが非常に複雑になる可能性があるため、過度に簡略化してはならない。環境中における水の動態とそれに伴うリスクを把握することは、あらゆるサイトにとって必要不可欠である。

私たちのセオリー・オブ・チェンジ

AWS 会員はグローバルに共通して適用できる信頼性の高い枠組みの提供に向けて、AWS 規格を発展させるという総意の下、一体的に取り組んでいる。そのような取り組みをもとに、より広域な流域の状況の理解に基づいた持続可能性の高い水管理に向けて、主要な水利用者が自らの水利用状況とその影響を理解し、組織外の人々と協働して透明性のある取り組みを行うことを目指している。

「セオリー・オブ・チェンジ (ToC)」は、組織が世界にどのような影響または変化をもたらすことを望んでいるのか、また、自らの取り組みがどのようにその変化をもたらすのかを明確に示すものである。AWS 規格のバージョン 2.0 (V2.0) の策定にあたり、AWS は ToC の改訂版を新たに作成した。本改訂版の ToC はより広い視野に立ち、AWS 規格、AWS 規格システムおよび AWS 組織を含むものである。

従って AWS 規格は、AWS とそのステークホルダーが変化を起こす際に用いる、一連の戦略と活動の中の一部と見なすべきである。改訂版 ToC は AWS のウェブサイト (www.a4ws.org) から閲覧できる。

AWS ウォーター・スチュワードシップ国際規格の適用可能性

AWS 規格は、規模や業務の複雑さにかかわらず、世界のすべての組織および産業分野に適用可能であり、農業分野や非営利団体も対象に含まれる。主な適用対象は事業を行っているサイトとそのサイトの流域だが、サプライチェーンにおける間接的な水利用にも対象を広げることを目指している。

本規格は、組織が通常の活動で利用するあらゆる種類の水に適用される。これには、地表水、地下水、再利用水、脱塩水（もとは海水または汽水）、降水、非再生資源（化石水）のほか、雪や氷など通常とは異なる水源も含まれる。その範囲は、組織が所有する水源から取水された水か、第三者から供給された水かにかかわらず、すべての水利用が適用対象となる。同じことは、廃水の管理と処理にも適用される。

本規格は、あらゆる立地における、あらゆる種類、規模の事業体に適用されることを意図している。本規格の現行ガイダンスは、すべての産業分野と地域にとって一般的な内容である。今後は要望や需要に応じて、特定の産業分野や地域別のガイダンスの作成も視野に入れている。

それぞれの組織はウォーター・スチュワードシップを適用する「物理的な範囲」をサイトの境界を超えて拡大し、データ収集、ステークホルダー・エンゲージメント、活動の対象とすべきである。物理的な範囲は、水資源に関連する流域、ステークホルダーの利害や規制の全体的な状況に基づくべきである。

2 つ以上の小規模なサイト（中小企業や農場など）が物理的に隣接して、流域などの特性を共有し、水に関する利益や課題を共有している場合は、AWS の認証スキームの下で認められているグループでの実施を検討することが奨励される。これにより知識と資源を共有し、協働活動の中でより効果的に協力することが可能となる。

必要な活動

水利用者が AWS 規格に準拠するためには、履行の証拠として、指標の中で言及されている活動の基準を達成することが求められる。これらの活動は本規格において斜体で記載され、巻末の用語集からの抜粋として、以下のように定義されている。

特定 規格への適合性を示す、紙、電子媒体、その他、何らかの形の証拠を有すること。情報の提示にあたっては、指標に関連して意味のある結果を導くことができる頻度、精度、十分な期間に渡る提示がなされるものとする。これには、規格に列挙された属性を特定し、証拠を提示するための文書を策定するプロセスも含まれる。

地図表示 地図は望ましくはデジタル形式で、規格に列挙された属性の位置、縮尺と物理的特性を外部の関係者が特定できるような品質のものでなければならない。地図よりも目的に適していると判断された場合は、物理的な位置関係を表す図も認められる可能性がある。

定量化 提示される数値情報は、指標に関連して意味のある結果を導くことができるように、頻度、精度、十分な期間に渡るものでなければならない。これには、規格に列挙された属性を定量化（数値化）し、文書を策定するプロセスも含まれる。

評価 計画および関連するコミットメントの実施状況をモニタリングし、情報に基づいて計画とその実施内容を変更するために、文書化された再現性のあるプロセスが適用されていること。

実施 意図した結果を達成するために行われる手順、プロセス、または計画。

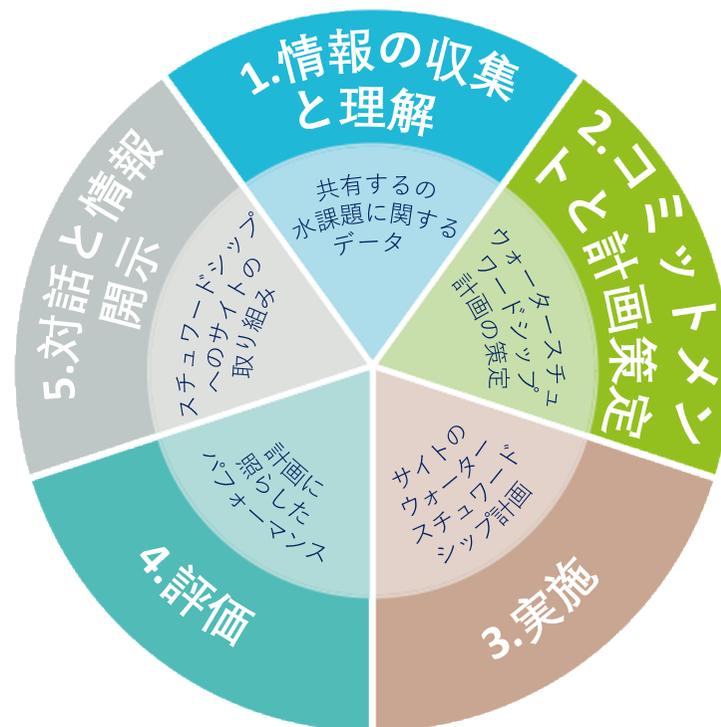
情報公開 関係するステークホルダーが文書を利用できるようにし、場合によってはそれを一般に公開したり、利用する方法を公表すること。

AWS ウォーター・スチュワードシップ国際規格の構成

AWS 規格の枠組みを構築する 5 つのステップ:

1. 情報の収集と理解
2. コミットメントと計画策定
3. 実施
4. 評価
5. 対話と情報開示

各ステップは、取り組むべきいくつかの基準で構成されており、それぞれの基準には順守すべき 1 つ以上の指標がある。指標には、最低限の要件を表す「コア」指標と、より高いレベルのウォーター・スチュワードシップの状態を達成し、継続的な改善を促進するための「アドバンス」指標がある。これらのステップは概ねこの順序に従って履行されるが、それを厳密に守る必要はなく、特定の基準や指標に関連する活動は並行して行われる場合もある。



本規格の実施を通じて、サイトとそのサイトが定義した物理的範囲に対して 5 つの主要なアウトカムを達成することを目的としている:

-  適切な水資源ガバナンス
-  持続可能な水収支
-  適正な水質
-  水資源に関連する重要区域
-  すべての人へ安全な水と衛生設備、衛生環境を提供 (WASH)

規格のそれぞれの基準には、それらの基準を履行することで貢献が見込まれるアウトカムのシンボルマークが付けられている。

Collective Action（協同活動）

AWS 規格のアウトカムは、流域に対して 1 つの組織だけでは完全に達成することはできない。これは特に組織が小規模であれば顕著である。従って、優れたウォーター・スチュワードシップの重要な原則は、ウォーター・スチュワードとそのステークホルダーを含めた流域内の協同活動である。協同活動は、AWS 規格の定める目的やアウトカムに沿ったものである限り、流域における既存の戦略的な取り組みを支援して貢献すべきであり、それを代替すべきものでも、競合すべきものでもない。グループとしてスチュワードシップを実施した組織は、グループ認証を取得できる。

継続的な改善

本規格は、時間の経過とともにパフォーマンスを向上するような継続的な改善を促進することを意図している。場合によっては、早期に行動を起こすことが基本ではあるが、より先進的なサイトやより成熟したスチュワードシップの体制を持つサイトでは、いくつかの活動や目標に対して業界または地域のベストプラクティスを実施しているかもしれない。サイトは、計画を策定する際に使用するベストプラクティスに関する情報を収集し、理解することを求められる。一般的に、アドバンス指標を達成するためにはベストプラクティス（用語集を参照）が必要となる。これにより継続的な改善のためのしくみが構築され、サイトが長期的にアドバンスレベルのウォーター・スチュワードシップを達成するための推進力となる。アドバンス指標はまた、流域レベルでの要件を表す場合が多く、望ましいアウトカムを達成するためには協同活動が必要とされることが多い。

「コア」および「アドバンス」レベルのウォーター・スチュワードシップ：「認証」、「ゴールド認証」、「プラチナ認証」

サイトが取得できる AWS 規格の認証には「コア」、「ゴールド」および「プラチナ」の 3 つのレベルがある。認証を取得するための最低条件として、すべてのコアの基準を満たす必要がある。アドバンスの基準に照らしたパフォーマンスには、追加のポイントが付与される。時間の経過とともに、サイトは継続的な改善の精神でこれらの先進的な行動を採用することが期待されている。達成したポイント数が多いほど、ウォーター・スチュワードシップのパフォーマンスと AWS 認証のレベルもより高くなる。各認証レベルに必要なポイントは、以下の通りで、すべてのコア指標のポイントにアドバンス指標のポイントを加算したものである。

AWS コア： 0 ～39 ポイント

AWS ゴールド： 40～79 ポイント

AWS プラチナ： 80 ポイント以上

V1.0 と V2.0 では指標の一部が変更されているため、それぞれの指標ごとのポイントもバージョンアップに伴い V1.0 から V2.0 に再配分されている場合がある。AWS では、ポイントの重み付けのバランスを保つように努めてきたが、V1.0 の継続利用から V2.0 の完全導入までの移行期間中にユーザーからのフィードバックを収集し、再配分が適切かどうかを判断していきたいと考えている。いくつかの指標のスコアは、その指標に対する取り組みと達成の度合を反映して可能性のあるポイントの範囲を示している。指標ごとに配分されるポイント数は、サイトと協議の上、「適合性評価機関」の裁量に委ねられている。現行のスコア表は www.a4ws.org 上で閲覧できる。

AWS 規格に準拠しているサイトに共通する行動

AWS 規格の認証を取得することは、ウォーター・スチュワードシップのグローバルな水準に準拠しているサイトの証である。すべての顧客、消費者、政府機関、市民団体は、主要な水利用者が責任を持って水を管理していることを知りたいと考えている。認証を通じたコンプライアンスの確認は、責任あるウォーター・スチュワードシップに対するコミットメントを示す強いメッセージとなる。

ウォーター・スチュワードとなり、認証を取得するのは長い行程である。一般に、個別のサイトが AWS 規格の認証を申請する際の最初のステップは、サイトの所属する組織が会員として AWS に参加することである。会員となることで AWS とそのパートナーが持つ幅広い知識およびサービスにアクセスしやすくなり、AWS を構成するより広いウォーター・スチュワードのコミュニティから学ぶことができるようになる。認証を取得した組織に共通するもう 1 つの特徴は、AWS が企画した、または AWS 認定トレーナーが企画したトレーニングセッションに参加している点である。履修者はトレーニングを通じて、サイトとその所有者に何が求められているかをより深く理解し、同じ地域の中で AWS 認証取得を目指す他のサイトやサービスプロバイダーとのネットワークを構築し、関係を構築することができる。効率的で効果的なサイトの AWS 規格の適用を後押しする最後の要素は、必要に応じて AWS に公認された、あるいは資格認定されたサービスプロバイダーから専門的なサポートを受け、AWS が開発・承認したデータ収集ツールと手法を利用することである。これら認証取得に必要なすべての要素の詳細は、当該地域の AWS オフィス（info@a4ws.org）に相談の上、閲覧できる。

ステップ 1: 情報の収集と理解

共有する水課題と水リスク、そのインパクトと機会を理解するためのデータを収集する

趣旨: サイトが自らの水使用と流域の状況に関するデータを収集すること。そして、これらのデータを活用して流域内のステークホルダーとサイトが共有している水課題を理解すること。さらに、これらの課題や水リスクとそのインパクト、機会に対するサイトの寄与（プラスとマイナスの両方）を理解すること。これら 3 点を確実に実施する。収集した情報はサイトのウォーター・スチュワードシップ戦略および計画の策定（ステップ 2）にも役立ち、サイトのコミットメントを果たすために必要な活動の（ステップ 3）の指針にもなる。

ステップ 1: 情報の収集と理解

	基準		指標
1.1	   ウォーター・スチュワードシップの目的に向けてサイトの物理的範囲を定義するための情報を収集する。情報には以下が含まれる: サイトの操業上の境界線、サイトが取水する水源、サイトが放流する場所、サイトが影響を及ぼすとともに依存している流域(複数可)。	1.1.1	規制の状況やステークホルダーの利害の範囲を考慮した上で、以下を含むサイトの物理的範囲を 地図表示する。 <ul style="list-style-type: none"> - サイトの境界線 - サイトないしそのサイトの所属する組織が所有または管理する送水管網など、水に関連するインフラ - サイトないしそのサイトの所属する組織が所有または管理する、サイトに水を供給するすべての水源 - 水道事業者(該当する場合)、並びに水道事業者が実際に取水している水源 - 放流場所と廃水処理業者(該当する場合)、並びに廃水処理業者が最終的に放流する水域 - サイトが影響を及ぼすとともに水利用に際して依存している流域(複数可)
1.2	  関係するステークホルダーとその人々が抱える水課題、サイトが境界を越えて及ぼす影響力を理解する。	1.2.1	ステークホルダーとその人々が抱える水課題について特定する。ステークホルダーの特定に用いられるプロセスを特定する。このプロセスは以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> - 弱い立場にいる人々、女性、マイノリティ、先住民を含む、関係するすべてのステークホルダーのグループを包括的に対象に含める - サイトの実質的な水源と最終的な放流水域、並びに関係するステークホルダーを含め、特定された物理的範囲を検討する - 水に関する利益と課題についてステークホルダーと協議した証拠を提示する - 参画するためのステークホルダーの能力や意欲は、関係するステークホルダーのグループによって異なる可能性があることに留意する - ステークホルダーの利害と影響のレベルに基づいてステークホルダーの関与の度合いを特定する
		1.2.2	流域内において、サイトの実質的な水源および廃水の最終的な放流水域を考慮し、サイトとステークホルダーが互いに及ぼしあう影響について、現時点および将来的に可能性のある影響度を特定する。
1.3	     サイトの水関連データを収集する。データには以下が含まれる: 水収支、水質、水資源に関連する重要区域、水資源のガバナンス、WASH、水関連コスト、収入、および共有価値の創造。	1.3.1	既存の水関連のインシデント対応計画を特定する。
		1.3.2	流入量、損失量、貯留量、および流出量を含むサイトの水収支を特定し、地図表示する。
		1.3.3	水使用率の年毎の変動を表示する情報を含む、サイトの水収支、流入量、損失量、貯留量、流出量を定量化する。人または環境にとって適正な水収支を脅かすような水関連の課題がある場合には、年毎の高低差を表示する情報を定量化する。
		1.3.4	サイトの水源、供給される水、排水および放流水域の水質を定量化する。人または環境にとって適正な状態にある水質を脅かすような水関連の課題がある場合には、年毎の高低差、適切な場合には季節による周期的な高低差を表示する情報を定量化する。
		1.3.5	潜在的な汚染源を特定し、場合によっては地図表示する。これには、サイトで保管または使用されている化学物質も含まれる。
		1.3.6	サイト内の水資源に関連する重要区域を特定し、地図表示する。これには、先住民の文化的価値を含む現状の説明も含まれる。
		1.3.7	年毎の水関連コスト、収入に加え、サイトで創出された社会的、文化的、環境上および経済的な水に関連する価値を説明ないし定量化した情報を特定し、4.1.2.で計画の評価結果を報告するために使用する。
		1.3.8	サイトにおける WASH の妥当性とアクセスのしやすさのレベルを特定する。

<p>1.4</p> 	<p>サイトの間接的な水使用に関するデータを収集する。データには以下が含まれる： そのサイトのプライマリー・インプット、一連のプライマリー・インプットの生産で利用されたエンベディド・ウォーター（特定できる場合はプライマリー・インプットの生産地における水の状態）、外部に委託された水関連のサービスで使用された水。</p>	<p>1.4.1</p>	<p>サイトの流域内の水量、水質と水リスクのレベルを含む、プライマリー・インプットに使用されるエンベディド・ウォーターを特定する。</p>
		<p>1.4.2</p>	<p>外部委託サービスのエンベディド・ウォーターの使用を特定し、それらのサービスがサイトの流域内で発生している場合には、定量化する。</p>
		<p>1.4.3</p>	<p>アドバンス指標 生産地の流域におけるプライマリー・インプットのエンベディド・ウォーター使用量を定量化する。</p>
<p>1.5</p> 	<p>流域の水に関連するデータを収集する。データには以下が含まれる： 水資源のガバナンス、水収支、水資源に関連する重要区域、インフラ、WASHなどが含まれる。</p>	<p>1.5.1</p>	<p>水資源のガバナンスにおける戦略的な取り組みを特定する。取り組みには以下が含まれる： 流域計画、水に関連する公共政策、現在進行中の主な公共主導の戦略的な取り組み、ウォーター・スチュワードシップの協同活動に向けたサイトの機会を把握するための関連目標。</p>
		<p>1.5.2</p>	<p>適用される水に関連する法律や規制の要求事項を特定する。法的に定義され、かつ、または、ステークホルダーによって立証された慣習的な水利権などがこの要件に含まれる。</p>
		<p>1.5.3</p>	<p>流域の水収支、および該当する場合は、水不足を定量化する。これには、年毎の変動、また該当する場合には季節変動を表示する情報も含まれる。</p>
		<p>1.5.4</p>	<p>流域の物理的、化学的および生物学的な状況を含む水質を特定し、可能であれば定量化する。人または環境にとって適正な状態にある水質を脅かすような水関連の課題がある場合には、年毎の高低差、該当する場合には季節変動による高低差を表示する情報を定量化する。</p>
		<p>1.5.5</p>	<p>水資源に関連する重要区域を特定し、必要に応じて地図表示を行い、科学的情報を用いて、またステークホルダーの関与を通じて、人や自然環境に対するあらゆる脅威を含め、その状況を評価する。</p>
		<p>1.5.6</p>	<p>既存および計画中の水に関連するインフラを特定する。これには、現在の状況と極端な事象に将来的に曝される可能性を含める。</p>
		<p>1.5.7</p>	<p>流域内で利用できる WASH サービスの妥当性を特定する。</p>
		<p>1.5.8</p>	<p>アドバンス指標 流域レベルの水に関連するデータの収集を支援・引き受けるためのサイトによる取り組みを特定する。</p>
		<p>1.5.9</p>	<p>アドバンス指標 プライマリー・インプットの生産地の流域で提供されている WASH の妥当性を特定する。</p>
<p>1.6</p> 	<p>ステークホルダーによって特定された水課題とサイトの水課題を関連づけることで、現在および将来の流域内の共有する水課題を理解する。</p>	<p>1.6.1</p>	<p>収集した情報をもとに共有する水課題を特定し、優先順位を付ける。</p>
		<p>1.6.2</p>	<p>共有する水課題を解決するための戦略的な取り組みを特定する。</p>
		<p>1.6.3</p>	<p>アドバンス指標 想定される影響やトレンドを含め、将来の水課題を特定する。</p>
		<p>1.6.4</p>	<p>アドバンス指標 サイトが社会に与える水に関連した潜在的なインパクトを特定する。これは、結果として特に水に焦点を当てた社会的影響評価につながる。</p>

1.7 	<p>サイトの水に関連するリスクと機会を理解する。サイトの状況や、既存のリスク管理計画 および/または 1.6 で特定された課題および将来のリスクのトレンドに基づき、サイトに影響を及ぼす水のリスクと機会を評価し、優先順位を付ける。</p>	1.7.1	<p>サイトが直面している水リスクを特定し、優先順位を付ける。これには、所定の期間内でインパクトが発生する確率とその重大性、潜在的なコスト、事業に及ぼすインパクトなどが含まれる。</p>
1.8 	<p>AWS のアウトカムを達成するためのベストプラクティスを理解する。すなわち、サイトが立地する地域/流域、地方または国に適した産業分野別のベストプラクティスを明らかにする。</p>	1.7.2	<p>水に関連する機会を特定する。機会には以下が含まれる： サイトがそれらの機会に参画する方法、潜在的な節水の可能性評価と優先順位づけ、ビジネス機会。</p>
		1.8.1	<p>流域に適した水資源のガバナンスに関するベストプラクティスを特定する。</p>
		1.8.2	<p>水収支（水利用効率または総使用水量の低減による）のための、関連する産業分野 および/または 流域のベストプラクティスを特定する。</p>
		1.8.3	<p>水質のための、関連する産業分野 および/または 流域のベストプラクティスを特定する。これには、データソースの論理的根拠も含まれる。</p>
		1.8.4	<p>サイトが水資源に関連する重要区域を維持管理するための、関連する流域のベストプラクティスを特定する。</p>
		1.8.5	<p>サイトが公平かつ適正な WASH サービスを提供するための、関連する産業分野 および/または 流域のベストプラクティスを特定する。</p>

ステップ 2: コミットメントと計画策定

水資源の責任ある管理者（ウォーター・スチュワード）となることを約束し、ウォーター・スチュワードシップ計画を策定する

趣旨: サイトが AWS 規格を実施するために必要な経営層の支援、サイトの権限とリソース配分が十分な状態を確保する。これは、流域内のステークホルダーとサイトが共有する水課題にどのように対処し、AWS ウォーター・スチュワードシップのアウトカムという観点で、サイトのパフォーマンスと流域の状態をどのように改善するかに焦点を当てている。ステップ 2 では、誰がいつ何を行うかを記述することでステップ 1 で収集した情報をステップ 3 で実施される活動に結びつける。

ステップ 2: コミットメントと計画策定

	基準		指標
2.1 	サイトにおける水管理の最高責任者、または必要に応じてサイトが所属する組織の本部の中で適任者を任命し、ウォーター・スチュワードシップ、AWS 規格の実施と 5 つのアウトカムの達成、必要なリソースを配分することへのコミットメントの誓約書に署名して公開する。	2.1.1	サイトによって署名・公開された声明文または組織の文書を特定する。声明文または文書には、以下のコミットメントが含まれているものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ サイトは AWS ウォーター・スチュワードシップのアウトカムの改善を達成するために、ウォーター・スチュワードシップ・プログラムを実施し、その進捗状況を開示すること ・ サイトが実施する活動は、流域の既存のサステナビリティ計画に沿ったものであり、それをサポートするものであること ・ サイトはステークホルダーに対し、オープンで透明性のある方法で関与すること ・ サイトが本規格を実施するために必要なリソースを配分すること。
		2.1.2	アドバンス指標 指標 2.1.1 に定められたすべての要求事項が明確に盛り込まれ、組織の最上級の経営幹部または首脳陣によって署名・公開された声明文を特定する。
2.2 	法令および規制の順守を達成し、維持するためのプロセスを策定・文書化する。	2.2.1	水および廃水管理の順守義務を維持するための、以下の体制を特定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の組織体制における責任者/役職の特定 ・ 規制当局への申請承認プロセス。
2.3     	ウォーター・スチュワードシップ戦略および計画を策定する。これには、サイトと流域が相互に及ぼすリスク、流域内の共有する水課題、および機会への対策を盛り込む。	2.3.1	ウォーター・スチュワードシップ戦略は、AWS 規格に沿って、適正なウォーター・スチュワードシップに向けた組織全体のミッション、ビジョンおよび目標が定義されていることを特定する。
		2.3.2	ウォーター・スチュワードシップ計画を特定する。各目標に対する以下の計画を含める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標に対する進捗状況をモニタリングし測定する方法 ・ 目標を達成し、その状態を維持する（または目標を超える）ための活動 ・ 達成に向けて計画された期間 ・ 活動に配分された財務予算 ・ 活動および目標達成の責任を担う役職の設定 ・ 可能であれば、共有する水課題および AWS のアウトカムへ取り組む指針となるベストプラクティスの達成と、各目標との関連性を記載。
		2.3.3	アドバンス指標 同じ流域内にある他のサイト（同一組織に所属するサイトか否かにかかわらず）とのパートナーシップ並びにウォーター・スチュワードシップ活動について特定し、記述する。
		2.3.4	アドバンス指標 別の流域にある他のサイト（同一組織に所属するサイトか否かにかかわらず）とのパートナーシップ並びにウォーター・スチュワードシップ活動について特定する。
		2.3.5	アドバンス指標 サイトのウォーター・スチュワードシップ計画に対するステークホルダーの合意を得る。少なくとも 1 つの目標について合意を得るものとする。ステークホルダーが合意し、関与している目標のリストを特定する。
2.4   	水リスクに対応するためのサイトの対応力と回復力を示す。	2.4.1	関連する公的機関やインフラを管理する行政機関と連携して特定した、水リスクの緩和または適応に向けた計画を策定していることを特定する。
		2.4.2	アドバンス指標 関連する公的機関やインフラを管理する行政機関と連携して特定した、気候変動予測に関連した水リスクの緩和または適応に向けた計画を策定していることを特定する。

ステップ 3: 実施

サイトのウォーター・スチュワードシップ計画を実施し、より良いインパクトをもたらす

趣旨: サイトがステップ 2 で示した計画を実施すること、リスクを緩和し、パフォーマンスの実質的な改善を促進することを確実に実施する。

ステップ 3: 実施

	基準		指標
3.1	 流域の適正なガバナンスに積極的に参加するための計画を実施する。	3.1.1	サイトが流域の適正なガバナンスを支援したことを示す証拠を特定する。
		3.1.2	先住民を含めた他者の水に関する権利を尊重するために特定した対策（3.2 で言及されていないもの）を実施する。
		3.1.3	アドバンス指標 サイトが選定したベースラインの日付と比べて水資源のガバナンスの能力が向上していることを示す証拠を特定する。
		3.1.4	アドバンス指標 サイトが流域の適正な水資源のガバナンスに積極的に貢献しているとの見解に幅広いステークホルダーの代表者が同意していることを示す証拠を特定する。
3.2	 水関連の法令と規定を順守し、水に関する権利を尊重する体制を確立する。	3.2.1	法令と規制を完全に満たしていることを立証するプロセスを実施する。
		3.2.2	水利権が法令と規制に含まれている場合、先住民を含む他者の水に関する権利を尊重するために特定した対策を実施する。
3.3	 サイトの水収支に関する目標を達成するための計画を実施する。	3.3.1	ウォーター・スチュワードシップ計画で定められた水収支目標の達成状況を特定する。
		3.3.2	水不足が共有の水課題となっている場合は、サイトにおける水利用の効率化、あるいは（現実的で、該当する場合は）総使用量の削減について年毎の目標の設定を実施する。
		3.3.3	該当する場合は、社会的、文化的および環境上のニーズに応じて水使用権を再配分することを定めた法的拘束力のある文書を特定する。
		3.3.4	アドバンス指標 社会的、文化的および環境上のニーズに応じて（サイトが節水した分から）自主的に再配分した水の総量を定量化する。
3.4	 サイトの水質に関する目標を達成するための計画を実施する。	3.4.1	ウォーター・スチュワードシップ計画で定められた水質目標の達成状況を特定する。
		3.4.2	水質が共有する水課題となっている場合は、サイトの排水に関するベストプラクティスの達成に向けて継続的な改善が行われていることを特定し、該当する場合は定量化する。
3.5	 サイト および/または 流域の水資源に関連する重要区域を維持または改善するための計画を実施する。	3.5.1	サイトの水資源に関連する重要区域を維持 および/または 価値を高めるためのウォーター・スチュワードシップ計画に定められた業務を実施する。
		3.5.2	アドバンス指標 機能を失った、または著しく劣化した水資源に関連する重要区域の修復が完了した証拠を、場合によっては、サイトが選定したベースラインの日付からの文化的価値を含めて、特定する。修復された区域はサイトの外側であっても流域内であってもよい。
		3.5.3	アドバンス指標 サイトが流域内の水資源に関連する重要区域の健全な状態に向けて積極的に貢献しているとの見解に幅広いステークホルダーの代表者が同意していることを示す証拠を特定する。

<p>3.6</p> 	<p>サイトの管理下にあるすべての施設ですべての労働者が安全な飲料水へのアクセス、効果的な衛生設備、健康を守る衛生環境（WASH）を提供する計画を実施する。</p>	<p>3.6.1</p>	<p>サイトが施設内のすべての労働者に安全な飲料水への適切なアクセス、効果的な衛生設備、健康を守る衛生環境（WASH）を提供していることを示す証拠を特定し、該当する場合は定量化する。</p>
		<p>3.6.2</p>	<p>サイトの操業を通じて、コミュニティの安全な水と衛生に関する人権を侵害しておらず、先住民や地域コミュニティが持つ伝統的なアクセス権が尊重されており、そうでない場合には是正措置が講じられ、効果的に機能していることを明示する。</p>
		<p>3.6.3</p>	<p>アドバンス指標 流域内のステークホルダーの安全な飲料水へのアクセス、適切な衛生設備、および衛生意識の向上をもたらす支援のために講じられた活動のリストを特定する。</p>
		<p>3.6.4</p>	<p>アドバンス指標 WASH が共有する水課題となっている流域では、関連する公的機関と連携して情報を共有し、安全な飲料水や衛生設備へのアクセス確保に向けて変化を働きかけていることを示す証拠を特定する。</p>
<p>3.7</p> 	<p>流域内の間接的な水利用を維持または改善するための計画を実施する。</p>	<p>3.7.1</p>	<p>ウォーター・スチュワードシップ計画で設定された間接的な水利用に関する目標（該当する場合）が達成されたことを示す証拠を定量化する。</p>
		<p>3.7.2</p>	<p>サイトによる流域内のサプライヤーやサービス提供者とのエンゲージメントの証拠と、該当する場合には、サイトによるエンゲージメントの結果としてサプライヤーやサービス提供者が間接的な水利用に関して講じた措置を示す証拠を特定する。</p>
		<p>3.7.3</p>	<p>アドバンス指標 流域外の間接的な水利用をめぐる水関連のリスクや課題に対応するため講じられた措置を文書化し、評価する。</p>
<p>3.8</p> 	<p>サイトが共有するすべての水関連インフラの所有者に対してエンゲージメントを行い、サイトに何らかの懸念事項があればその旨を通知することを定めた計画を実施する。</p>	<p>3.8.1</p>	<p>エンゲージメントを行ったことを示す証拠のほか、通知された重要メッセージとその受領を特定する。</p>
<p>3.9</p> 	<p>AWS のアウトカムに近づくためのベストプラクティス達成に向けて活動を実施する。サイトが立地する地域/流域、地方または国に適した産業分野別のベストプラクティス達成に向け、継続的な改善を行う。</p>	<p>3.9.1</p>	<p>該当する場合は、水資源のガバナンスに関するベストプラクティスの達成に向けて活動を実施する。</p>
		<p>3.9.2</p>	<p>水収支の目標に関するベストプラクティスの達成に向けて活動を実施する。</p>
		<p>3.9.3</p>	<p>水質の目標に関するベストプラクティスの達成に向けて活動を実施する。</p>
		<p>3.9.4</p>	<p>サイトの水資源に関連する重要区域の維持管理という目標に関するベストプラクティスの達成に向けて活動を実施する。</p>
		<p>3.9.5</p>	<p>WASH の目標に関するベストプラクティスの達成に向けて活動を実施する。</p>
		<p>3.9.6</p>	<p>アドバンス指標 適正な水資源のガバナンスの目標に関して特定されたベストプラクティスの成果を定量化する。</p>
		<p>3.9.7</p>	<p>アドバンス指標 持続可能な水収支の目標に関して特定されたベストプラクティスの成果を定量化する。</p>
		<p>3.9.8</p>	<p>アドバンス指標 水質の目標に関して特定されたベストプラクティスの成果を定量化する。</p>

3.9 (续)	3.9.9	<p>アドバンス指標</p> <p>サイトの水資源に関連する重要区域の維持管理に関して特定されたベストプラクティスの達成を定量化する。</p>
	3.9.10	<p>アドバンス指標</p> <p>WASHの目標に関して特定されたベストプラクティスの成果を定量化する。</p>
	3.9.11	<p>アドバンス指標</p> <p>ベストプラクティスの普及を促すための取り組みのリストを特定する。</p>
	3.9.12	<p>アドバンス指標</p> <p>コレクティブアクションを促すための取り組みのリストを特定する。これには、関与した組織、関与した他の団体の責任者の役職、サイトが果たした役割の説明を含む。</p>
	3.9.13	<p>アドバンス指標</p> <p>コレクティブアクションの結果、サイトが選定したベースラインの日付と比較して定量化された改善があったことを示す証拠を特定し、協同活動に伴う成果にサイトが実質的かつ積極的に貢献していることを示す証拠が、協同活動に関係する適切な範囲のステークホルダー（協同活動を実施したステークホルダーとその影響を受けたステークホルダーの両方を含む）から得られていることを特定する。</p>

ステップ 4: 評価

サイトのパフォーマンスを評価する

趣旨: ステップ 3 で実施した活動に対するサイトのパフォーマンスを見直し、その結果（意図したものとそうでないものの両方）から学び、サイトのウォーター・スチュワードシップ計画の次のサイクルに情報を提供する。この評価は少なくとも年 1 回行うものとするが、サイトはより頻繁な評価を検討すべきである。

ステップ 4: 評価

	基準		指標
4.1     	ウォーター・スチュワードシップ計画で定められたアクションおよび目標に照らしてサイトのパフォーマンスを評価し、ウォーター・スチュワードシップのアウトカム達成への貢献度を明示する。	4.1.1	サイトのウォーター・スチュワードシップ計画で定められた目標に対するパフォーマンスとウォーター・スチュワードシップのアウトカム達成への貢献度を評価する。
		4.1.2	ウォーター・スチュワードシップ計画によって創出された価値を評価する。
		4.1.3	流域内の共有価値のベネフィットを特定し、該当する場合は定量化する。
		4.1.4	アドバンス指標 共有する水課題、水リスク、機会、水関連のコスト削減またはベネフィット、関連するインシデントについての議論を含め、最高経営責任者または同等レベルのレビューを特定する。
4.2     	水に関する緊急インシデント（極端な事象を含む）が起こった場合は、その影響を評価し、それに対する是正措置および予防措置の有効性を判断する。	4.2.1	その年に発生した緊急インシデントに関する書面による年毎のレビューと（該当する場合は）根本的原因の分析結果を作成し、インシデントへのサイトの対応を評価した上で、提案されている予防/是正措置と将来のインシデントの緩和策を特定する。
4.3 	サイトによるウォーター・スチュワードシップのパフォーマンス（エンゲージメントプロセスの有効性も含む）について協議したステークホルダーからのフィードバックを評価する。	4.3.1	サイトによるウォーター・スチュワードシップのパフォーマンスについてステークホルダーとの協議の取り組みを特定する。
		4.3.2	アドバンス指標 共有する水課題に対処するためのサイトの取り組みをステークホルダーが評価する。これには、AWS の 5 つのアウトカムすべての達成に向けたサイトの取り組みに対するステークホルダーからの評価と継続的な改善を促す提案が含まれる。
4.4     	サイトのウォーター・スチュワードシップ計画を評価し、内容を更新する。その過程では、継続的な改善の状況を理解した上で、評価プロセスから得た情報を反映させる。	4.4.1	サイトのウォーター・スチュワードシップ計画を、ステップ 4 で行った評価から得られた適切な情報や教訓が反映されるよう適応させ、修正した上で、変更箇所を特定する。

ステップ 5: 対話と情報開示

ウォーター・スチュワードシップについて対話し、サイトによるスチュワードシップの取り組みに関する情報を開示する

趣旨: コミットメント、方針および計画と比較したパフォーマンスを情報提供することで、透明性と説明責任を促す。関連情報を開示することで、外部の人がサイトの操業について十分な情報を得た上で意見を述べ、適切な関与をすることが可能となる。

ステップ 5: 対話と情報開示

	基準		指標
5.1	 サイトが管理している水に関する内部統制の情報を開示する。開示情報には水に関する法令を順守する責任者の役職も含まれる。	5.1.1	サイトの水に関する内部統制体制について、水関連の法令を順守する責任者の役職を含めて情報開示する。
5.2	 ウォーター・スチュワードシップ計画について関係するステークホルダーと話し合う。	5.2.1	ウォーター・スチュワードシップ計画について、同計画が AWS 規格のアウトカム達成にどのように貢献しているかを含め、関係するステークホルダーと話し合う。
5.3	    	5.3.1	サイトによるウォーター・スチュワードシップのパフォーマンス概要を少なくとも年 1 回情報開示する。これには、目標に対して定量化されたパフォーマンスを含める。
		5.3.2	アドバンス指標 AWS 規格を実施するためのサイトの取り組みについて、当該組織の年毎の報告書として情報開示する。
		5.3.3	アドバンス指標 AWS 規格の実施によるサイトとステークホルダーへのベネフィットを当該組織の年毎の報告書の中で定量化する。
5.4	    	5.4.1	サイトが共有する水課題とそれらの課題解決に向けた取り組みについて情報開示する。
		5.4.2	ステークホルダーへのエンゲージメントや公的機関との連携・支援に関するサイトの取り組みについて特定する。
5.5		5.5.1	サイトによる水関連の法令違反事例とそれに関連する是正措置について情報開示する。
		5.5.2	該当する場合は、再発を防ぐためにサイトが行った必要な是正措置について情報開示する。
		5.5.3	サイトによる水関連の法令違反が人または生態系の健全性に深刻なリスクおよび脅威をもたらす恐れがある場合は、関連する公的機関に速やかに報告し、情報開示する。

用語集

アウトカム (OUTCOME): 本規格において、この用語は、実施者が自組織内で行う取り組みと、ステークホルダーと協同して行う取り組みの両方を通じて達成される 5 つの主要な目的に適用される。(1)適正な水質状態、(2)適切な水資源のガバナンス、(3)持続可能な水収支、(4)水資源に関連する重要区域 (IWRA) の健全な状態、(5)WASH

インパクト (IMPACT): ウォーター・スチュワードシップに関連するインパクトには多くの種類がある。インパクトには物理的、規制的、財政的、社会的またはレピュテーションに関わるものなどがあり、ポジティブなものやネガティブなものがある。関連性があるのは、外部からの影響によるサイトへのインパクトとサイトから外部のステークホルダーや環境に及ぼすインパクトの両方である。物理的なインパクトには、水位、水流、水質汚染の状況の変化がある。最初のステップは、実際のインパクトまたは潜在的なインパクトを特定することである。インパクトが懸念されるかどうかは、その規模や影響を受ける人、内容によって異なる。例えば、ポアホールからポンプで取水すれば、近隣にあるポアホールの水位低下を招く可能性がある。一般に、近隣のポアホールの水位が 1 メートル以上低下すれば懸念されるが、数ミリメートルであれば、おそらくは懸念されることはない。

インフラ設備 (INFRASTRUCTURE): 水道水の取水・送水・貯留・処理・供給や、廃水の回収・処理・放流に必要なすべての人工設備およびインフラを含む。具体的には、ポアホール、地表水の取水口、給水管、用水路、制御システム、貯水槽、水処理システムである。インフラには湿地の排水処理システムや、自治体の水道事業の場合、送配水システムも含まれる。

エンベディド・ウォーター (EMBEDDED WATER): ある品目の生産または生成に使用されるが、その品目の中には含まれていない水。農作物の場合は、エンベディド・ウォーターは農作物の成長に必要な水で灌漑水、または雨水などである。根から吸収されて葉から蒸散して失われるため、通常、作物の中で物理的に保持される量より数百倍多い水が使われる。また、エンベディド・ウォーターには洗浄、加工、輸送に使用される水も含まれる。車やコンピュータなどの工業製品の場合は、エンベディド・ウォーターは製造時に使用された水である。衣類の場合は、製造に使用される水と同様に、綿やウールなどの原料を作るための水も含まれる。別の用語には「仮想水 (バーチャルウォーター)」や「ウォーターフットプリント」がある。エンベディドウォーターの評価には様々な方法やアプローチがある。水の総使用量を含む方法もあれば、正味の水使用量のみを含むものもある。主要な製造業を対象とする方法もあれば、サプライチェーン全体 (原材料の採掘など) を対象とするものもある。AWS は方法を指定していない。

化石水 (FOSSIL WATER): 数千年も前に帯水層に浸透した地下水で、多くの場合、現在のその場所より湿度の高い気候条件下で、その当時から地下に貯留されており、近現代になってからの涵養量の占める割合が極めて低いか、ほぼゼロに近い状態にあるもの。化石水は再生不可能な水源である。

ガバナンス (GOVERNANCE): 「水資源のガバナンス」の項を参照。

間接的な水利用 (INDIRECT WATER USE): サイトのサプライチェーンで使われる水で、サイトで使われる水を除き、すべての製品・サービスの生産および供給に際して使用される水を表す。実質的には、すべての製品・サービスに使われる「エンベディド・ウォーター」の合計である。

共有する水課題 (SHARED WATER CHALLENGE): 流域内でサイトを操業する事業者と 1 つ以上のステークホルダーが共有している水資源に関連する問題、懸念または脅威。例えば、物理的な水不足、水質の悪化、水使用権をめぐる規制上の制限などである。

サイト (SITE): AWS 規格において、サイトとは本規格を実施する組織が土地を所有または管理し、その主要な活動を行っている物理的な区域を意味する。多くの場合、その区域は連続的な土地であるが、物理的に離れている近隣の区域が含まれる場合もある (特に同じ流域内にある場合)。工場の場合、サイトとは一般にすべての建物、駐車場、倉庫を含むフェンス内で取り囲まれた区域を示す。農場の場合は、その田畑、建物および倉庫を含む区域となる。当該組織が独自の水源もしくは廃水処理施設を操業している場合、これらサイトの一部と見なされる。例えば、ボトルドウォーターの工場が物理的に離れた場所で水源 (湧水またはポアホール) を操業する場合は、これもサイトの一部と見なすべきである。グループ認証については、他のグループメンバーと土地または施設を共有している場合を除き、各組織は自らのサイトを明確に定義する必要がある。

サプライチェーン (SUPPLY CHAIN): サイトの通常の生産および操業活動に必要な、あらゆる原材料やサービスの提供を通じて、サイトに貢献するすべてのサプライヤーとその活動ネットワーク。供給の流れは、原材料の製造業者 (鉱山や農場など) を起点とし、あらゆる中間サプライヤーを経て、サイトと直接取引のあるサプライヤーが納品する段階までつながっている。納品物が中間加工・生産、梱包および輸送など段階を経る場合、これも含まれる。

実施 (IMPLEMENTED): 意図した結果を達成するために行われる手順、プロセス、または計画。

情報開示 (DISCLOSURE): 外部のステークホルダーがデータやまたは情報を利用できるようにすること。これらのステークホルダーは、一般市民であってもよいし、規制当局、近隣住民、顧客、市民社会の代表者などの特定のステークホルダーであってもよい。情報開示は、その書式、詳細、専門用語や言語などの面で、対象となるステークホルダーが理解しやすく、アクセスしやすい形で行われなければならない。例としては、プレスリリース、サステナビリティレポート、企業のウェブサイトのほか、対象となるステークホルダーに手紙や電子メールなどで直接送付することなどが挙げられる。

情報公開 (DISCLOSED): 関係するステークホルダーが文書を利用できるようにし、場合によってはそれを一般に公開したり、利用できるように公表すること。

水域 (WATER BODY): 多くの水源が取水することができる大規模で物理的な水の存在。地表水の場合は、河川、湖、用水路、貯水池などがこれにあたる。地下水の場合は帯水層である。

水源 (WATER SOURCE): 水域から取水されて水の供給源となる自然の形態、もしくは人工構造物。地下水の場合、水源は自然の湧水、ポアホールまたは井戸などが考えられる。地表水の場合は、水源は「取水口」である。また、主要な水域に隣接した周辺区域、つまりは取水地点に水を供給する区域も含まれる。複数の取水地点が結び付いている場所、例えば井戸群などにも適用される可能性がある。

水質 (WATER QUALITY): 物理的、化学的、生物学的パラメータの観点から見た自然水域の質。関連する水質基準は、国または地方行政の規制やガイドラインによって定義される。そのような基準がない場合は、国際的な基準やガイドラインが適用されるべきである。適正な水質状態とは、在来の動植物の生育条件を満たしていること、該当する場所では人間のニーズも満たしていることである。それは、必ずしも汚染物質が存在しない手つかずの自然状態であったり、水質が高いと分類される飲用可能な状態の水質が要求されるものではない。

水権 (ALLOCATION): 許認可や免許発効の条件下で、水源から取水することを認められた水の量。最大取水量は単一または複数の時間間隔で定められる。例えば、年毎の総取水量 (m³/y)、1 日最大取水量 (m³/d)、毎秒最大取水量 (l/s) など。条件は季節または水不足の状況などによって変わる。

ステークホルダー (STAKEHOLDER): 規格を実施する組織が行っている活動に対して何らかに関心または「利害関係」があり、その活動に影響を及ぼす、または活動によって影響を受ける可能性のあるすべての組織、集団または個人を意味する。ステークホルダーは主に以下の4つの分類に分けられる。(1) 当該組織に影響を与える者 (2) 当該組織から影響を受ける、または受けとみられる者

(3) 当該組織と共通の利害を有する者 (4) 中立的な立場にあり、明確な関係はないが、当該組織による情報開示の対象に含まれるべき者。ウォーター・スチュワードシップと最も関係性が強いのは、水を利用し、水に依存するステークホルダーだが、関与する対象をこれらに限定すべきではない。詳細は、ガイダンスの「ステークホルダー・エンゲージメント」の項を参照。

帯水層 (AQUIFER): 地下水を含む地質の単元。水を貯えられるだけの間隙率と水を流れやすくするための透水性がなければならない。間隙率は岩石の粒子、割れ目、裂け目などの空間により形成される。帯水層には、小規模で局地的なものから数百平方キロメートルに至るまで、様々な規模のものが存在する。厚さは1メートルから数百メートルまでである。地下水面のある帯水層、すなわち不圧帯水層は地表のすぐ下に位置しているため、汚染に対して脆弱である。被圧帯水層は不透水層（粘土層など）の下にあるため、地表の汚染から守られている。

地下水 (GROUNDWATER): 地球の地表面より下に存在する水で、岩石や砂礫の層、すなわち帯水層の間隙空間や亀裂に貯留されている水。水資源管理においては、この用語はより具体的に、処理の有無に関わらず人間が利用するために実施可能な速度、量、質で採取できる水に適用される。透水性の極めて低い岩石中に含まれる水や、塩水化した水は、慣習的に地下水とは見なされていない。

地図表示 (MAPPED): 地図は望ましくはデジタル形式で、規格に列挙された属性の位置、縮尺と物理的特性を外部の関係者が特定できるような品質のものでなければならない。地図よりも目的に適していると判断された場合は、物理的な位置関係を表す図も認められる可能性がある。

定量化 (QUANTIFIED): 提示される数値情報は、指標に関連して意味のある結果を導くことができるように、頻度、精度、十分な期間に渡るものでなければならない。これには、規格に列挙された属性を定量化（数値化）し、文書を策定するプロセスも含まれる。

特定 (IDENTIFIED): 規格への適合性を示す、紙、電子媒体、その他、何らかの形の証拠を有すること。情報の提示にあたっては、指標に関連して意味のある結果を導くことができる頻度、精度、十分な期間に渡る提示がなされるものとする。これには、規格に列挙された属性を特定し、証拠を提示するための文書を策定するプロセスも含まれる。

排水 (EFFLUENT): 使用後にサイトから放流される廃水または水。放流水より限定的な意味で使われる（従業員が使用する水まわりから出る水、雨水などの流出を含まない）。排水の水質はその由来、利用状況、用いる処理方法によって異なり、「適正」から「汚染」まで様々なレベルに及ぶ。

廃水 (WASTEWATER): サイトから放流される水質の低下した使用済みの水。多くの場合、そのままでは汚染された状態にあり、サイト内で処理するか、認可された廃水処理施設に（送水管またはトラックで）送らなければならない。処理済みの廃水は法的基準に適合し、放流水域（または該当する土地）をリスクにさらさないレベルの水質を有している必要がある。安全な、または処理済みの廃水は、従来の水需要もしくは放流される廃水の量を低減するため、サイト内で再利用したり、他の利用者が再利用する場合がある。再利用の事例として、庭または農作物への灌漑用水、自動車の洗浄水のほか、高い水質を必要としない用途が挙げられる。

評価 (EVALUATED): 計画および関連するコミットメントの実施状況をモニタリングし、情報に基づいて計画とその実施内容を変更するために、文書化された再現性のあるプロセスが適用されていること。

物理的範囲 (PHYSICAL SCOPE): サイトのウォーター・スチュワードシップ活動およびエンゲージメントに関連している陸上の区域。関連する流域だけでなく、政治的または行政上の境界もこれに含まれる場合がある。一般的には当該サイトが中心となるが、水源が遠く離れた場所にある場合は別の区域が含まれることもある。

プライマリー・インプット (PRIMARY INPUT): サイトにおける主要な生産物（製品またはサービス）の生産に使われる原材料またはサービスのうち、比較的大きな構成割合を意味する。インフラや建物などの建設またはサービスのために1度限りで供給される原材料は含まれない。

ベストプラクティス (BEST PRACTICE): 一般に、ベストプラクティスは標準的な方法に比べて新しく、革新的な方法とされるが、必ずしもそうである必要はない。ある場合においては、標準化され確立した方法が最良なこともありうる。すべての課題や問題に関して、明確に定義され、世界中で「ベストプラクティス」であるとの合意が得られている方法論がある訳ではない。ベストプラクティスを定義する方法は規制、科学的根拠、ステークホルダーからの情報など様々である。ベストプラクティスの1つに、「利用可能な最良の技術（Best Available Technology）」と呼ばれるものがある。これは、研究および経験によって最良の結果をもたらすことが示されている手法、技術または手順として定義され、すでに確立している、もしくは幅広く採用するのに適していると推奨されているものである。

ベースライン (BASELINE): 初期の観測値またはデータのセットで、将来の状態と比較して改善または悪化などの変化を観測するために使われる。ベースラインは現在または過去のある時点の状態に設定されることもある。

ポアホール (BOREHOLE): 地下水を取水するため鉛直方向の地下に設置された設備。ポアホールは掘削（またはボーリング）され、金属製またはプラスチック製のケーシング管で覆って開放状態を保ち、また表層付近からの汚染を防止する。深部では、シルトや砂、岩石の粒子などの浸入を防ぎつつ、中に水を取り込むため、ケーシング管にスクリーンか、フィルターを設置する。硬い固結した岩石の中に設置される場合は、ケーシング管を挿入しない（裸抗のまま）とすることもある。ポアホールの直径は通常10から30cmで、深さは数メートルのものから数百メートルのものまでであるが、概ね100メートル未満である。口語表現では、井戸（well）または水井戸（water well）と呼ばれることが多い（「水井戸」の項を参照）。南アジアでは、管井戸（tubewell）と呼ばれている。一般に水は、地表につながる送水管と一緒に水面の下、数メートルに設置された水中モーターポンプによって取水される。

放流水 (DISCHARGE): 従業員が使用する水まわりから出る水、廃水（排水）、使用済み冷却水、灌がい用水の余剰水などサイトからの放流に関連した水。放流水の水質はその由来、利用状況、用いる処理方法によって異なり、「適正」から「汚染」まで様々なレベルに及ぶ。

放流水域 (RECEIVING WATER BODY): サイトが放流する水または廃水を最終的に受け入れる地表水または地下水の水域。

水資源に関連する重要区域 (IMPORTANT WATER-RELATED AREA): 環境、地域社会または文化的観点からみて、人間または自然にとって価値の高い区域または地物。正式に認められた保全区域に加え、飲料水に使用される井戸や湧水、文化的に重要な地物も含まれる。「高い保護価値（High Conservation Value; HCV）」の概念と似ているが、水資源により特化している。詳細は、主要ガイダンスの「IWRA」の項を参照。

水資源のガバナンス (WATER GOVERNANCE): 水資源のガバナンスとは、政府、規制当局、水の供給者および利用者がどのように水を管理しているのかに関して、すべての観点が包括されているものである。具体的には、水資源の管理、保護、水使用権、モニタリング、品質管理、処理、規制、政策および送配水を含む。適切な水資源ガバナンスは、ウォーター・スチュワードシップの原則に従って、利用者と自然環境の利益に資する責任ある水資源の共有を保証するものである。

水収支 (WATER BALANCE): ある事業主体におけるすべての水の流出量と貯留量の評価。本規格では、サイトと流域の水収支を別々に評価することが要求される。評価にあたっては、すべての流入量、側方浸透流量、流出量、貯留量と貯留量変化を測定しなければならない。最初のステップは、各成分を特定してマッピングし、それを定量化することである。それらを水収支式に代入すると、少なくともおおよその収支バランスは取れているはずである（「流出量」=「流入量」+「貯留量変化」）。持続的な水収支とは流域で継続的に行われている水利用が、自然環境や合法的な水利用者に長期的な悪影響を与えない状態をいう。通常、水収支の評価は1年毎のタイムスケールで行われる。持続可能な水収支のためには、正味の総取水量が、水域で自然に補充される水量を超えないようにすると同時に、水域それ自体と水域に依存する生物種を健全な状態に維持するために、生存可能な流量と水位を維持する必要がある。流出量が流入量を常に上回っている状態は、持続可能な水収支であるとはいえない。

水不足 (WATER SCARCITY): 環境や人間が必要とする状態に対して、水利用の需要に見合うだけの利用可能な水資源が地域内で十分に確保できない状態。物理的な水不足とは、自然水域に水が不足している状態である。物理的な水不足は乾燥地域などの自然条件が原因である場合もあれば、人間の水利用のための過剰な取水が原因である場合もある。経済的な水不足とは、天然の水が豊富に存在するにもかかわらず、人間への供給が不足している場合である。これは、資金不足や誤った管理のために水供給インフラへの投資が不足した結果である。

国や地域の水不足の状況を測るために一般的に使われている方法は、年毎の再生可能な水資源の総量と人口を比較することである。一人当たり年間1,000 m³に満たない場合、その国や地域は「水不足」に直面していると分類され、500 m³未満の場合は「絶対的な水不足」であると分類される（<http://www.un.org/waterforlifedecade/scarcity.shtml> を参照）。流域レベルの評価にはこの方法では不十分な場合があり、より詳細なローカルデータを使用する必要がある。

水利用 (WATER USE): サイトがあらゆる目的で利用している水。総水使用量と正味の水使用量の概念の違いを区別することが重要である。総水使用量（または総取水量）は、流入してくる水の供給の総量である。しかし、その水の一部は通常、周辺地域またはその地方の水循環に戻される。灌漑用水として取水され使われずに戻される場合や、廃水処理で水質が向上した水が近隣の水域に戻される場合などである。これにより、当初の取水の影響をある程度は相殺することができる。正味の水使用量とは、周辺地域に還元されない量のことであり、水の損失は、農業の場合などの蒸発散、冷却システムや貯水池からの蒸発損失、製造現場から最終製品になって出て行く水などによって生じる。正味の水使用量は、流域内の影響を考慮する上で最も重要であり、多くの場合、総使用量よりも大幅に少ない。

水利用効率 (EFFICIENCY): 水利用効率とは、同じ目的または生産量を、正味のより少ない量の水利用で達成するという概念である。例えば、同じ重量の最終製品を生産するために、より少ない量の水を使用することである（1/生産量kgまたはm³/生産量kgで測定）。生産量が増えている場合は、水の総使用量は減らないこともある。水利用効率を向上する方法には、点滴灌がいなどの節水技術、水漏れの削減、廃水の再利用やリサイクルなどがある。

モニタリング (MONITORED): 通常はベースラインからの変化（または変化がないこと）を検出する目的で、データないし状態を定期的または継続的に測定すること。モニタリングの対象には、水位、水流、水質に関するパラメーターなどの物理的な側面だけでなく、ステークホルダーの見解や政策立案といった定性的な側面も適用される。

流域 (CATCHMENT): 水が集まって流れ込み、最終的に1つまたは複数の地点から流出するまでの地理的領域をいう。その概念には、地表水および地下水の流域が含まれる。地表水の流域とは、地表に到達したすべての降水が小川や河川からなる一連の流路を通じて、より大きな河川に合流する支川、または海に合流する河川など単一の河口に向かって流れる陸域の面積により定義される。地下水の流域は、帯水層および地下水の流路からなる地質構造により定義され、地表から浸透する水によって補充される。地下水の流域には面積だけでなく、数メートルから数百メートルまでの鉛直方向の厚さも含まれる。地域の状況によっては、地表水と地下水の流域が物理的に隔てられている場合もあれば、相互につながっている場合もある。「生産地の流域」とは、サイトがある流域とは別に、製品ないしサービスが製造される、または供給される流域を指しており、隣接する流域から地球の裏側に至るいずれの場所もあてはまる可能性がある。流域 (catchment) は別の用語で流域 (watershed)、流域 (basin) あるいは河川流域 (river basin) などと呼ばれることもある。詳細はガイダンスの「流域」の項を参照。

WASH (WASH): 水 (Water)、衛生設備 (Sanitation)、衛生環境 (Hygiene) の頭文字をとったもの。国際開発分野では、人間の水に対する基本的ニーズと飲料水、食事の調理、洗濯のための安全で十分な水へのアクセスに関する権利に取り組み、尽力する協働的な活動領域を指す用語として使われる。また、清潔な洗濯およびトイレ設備の提供や、水に関連する病気・疾患の拡大と闘うための衛生教育の主旨もこれに含まれる。

その他の有用な用語

蒸発散量 (EVAPOTRANSPIRATION): 水の損失は蒸発と蒸散の2つの過程によって起こる。蒸発は開水面や土壌から水が大気中に蒸発することである。蒸散は、植物が根を介して土壌から水分を吸収し、葉から気化させるプロセスである。植生に覆われた地面ではこれら2つの過程が同時に起こるため、便宜的に1つの言葉にまとめている。

地表水の取水口 (SURFACE WATER INTAKE): 地表水域から水を取り込むための設備。基本的な取水口は水質をほとんど考慮せずに水の中にパイプとポンプを設置するだけの場合もある（例えば、灌漑用の水を取水する小規模農家の場合）。より高度な設計の設備（特に公共水道など）は、より高度な処理に入る前に岩屑や堆積物を取り除くためのろ過装置を備えている。より清澄で清浄な水を求めて、水域の深い場所から取水する場合もある。地表水は急速に進行する汚染の影響を受けやすいため、多くは水質を保護するために水質監視システムや警報システムを導入している。

水井戸 (WATER WELL): 地下水にアクセスするための人工的な掘削孔。伝統的な水井戸は手掘りであり、通常は崩落防止のためレンガや他の素材で覆われている。一般に直径は1~2メートルで、深さは数メートル（地下水面の下まで届く深さ）である。水はバケツやポンプ（手で操作するものや機械的なもの）で汲み上げる。ポアホール（用語集の「ポアホール」の項を参照）を含めて「水井戸」と総称されることが多い。

湧水 (SPRING):

地下水が自然に流れ出る地点。湧水の多くは、地下水が地表水に比べて汚染から守られているという利点がある。しかし、地表から浅い帯水層から流れ出る湧水はより脆弱で汚染されやすい状況にある。

ACKNOWLEDGEMENT

This Japanese translation is peer-reviewed by:

Hiroyuki Arie, BS System GM, TUV Rheinland Japan Limited
Suntory Holdings Limited
Institute for Water Science, Suntory Global Innovation Center Limited

謝辞

本規格の日本語版は、下記の専門家による査読を受けている。

テュフ ラインランド ジャパン株式会社 BS システム・ゼネラルマネージャー Hiroyuki Arie
サントリーホールディングス株式会社
サントリーグローバルイノベーションセンター株式会社 水科学研究所

This work was made possible by a multi-year partnership between Apple and AWS to catalyse uptake of water stewardship throughout ICT supply chains.

この作業は、ICT サプライチェーン全体での水管理の取り込みを促進するための Apple と AWS の間の複数年にわたるパートナーシップによって可能になりました。

ALLIANCE FOR WATER STEWARDSHIP (SCIO)

**2 QUALITY STREET,
NORTH BERWICK,
SCOTLAND, EH39 4HW**

**www.a4ws.org
info@a4ws.org**

